

## ○ 競争入札に参加する者に必要な資格等

中之条町が発注する物件に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項並びに一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、次のとおり定める。

### 第1 競争入札に参加する者に必要な資格

#### 1 建設工事請負契約

一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者（以下「資格者」という。）は、次に掲げる事項について審査を行い、その結果を総合勘案して、別表1のとおり工事の種類に応じて必要な等級に格付けし、これを別表2の発注の標準とする請負金額と対応して定める。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の2の規定により、建設業の経営事項審査を受けた者であること。
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

#### 2 測量及び建設コンサルタント等業務委託の契約

測量、建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）等について、資格者は、次に掲げる事項について審査を行い、その結果を総合的に勘案して定める。

- (1) 業種区分ごとの年間平均実績高
- (2) 直近の営業年度の決算における自己資本額
- (3) 業種区分ごとの有資格者数
- (4) 業営業年数

#### 3 物品の購入及び製造等の契約

物品の製造契約及び物品の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び建設コンサルタント等の委託を除く。以下「物品の製造等の契約」という。）の資格者は、次に掲げる審査項目について審査を受け、物品の購入等の契約の種類に応じて資格を有する者とする。

##### (1) 物品の製造、販売等に係る営業種目区分

一般印刷、地図・航空写真、用紙類、事務・教育機器、書籍、印章、理化学・医療機器、医薬品、電気器具、産業用機械、建設用機械、農業用機械、種苗・肥飼料・農薬、車両・車両部品、石油製品、LPガス、厨房機器、食料品、運動用品、楽器、繊維製品、室内装飾品、写真、記念品・時計、荒物雑貨・靴・鞆、看板・展示品、鉄鋼・非鉄製品、建材類、工業薬品、警察・消防・交通用品、その他

(2) 役務の提供等に係る営業種目区分

イベント・企画、広告・宣伝、電算業務、情報処理業務、収集業務、運搬処理業務、清掃業務、調査・研究、航空写真、リース、施設維持管理・監視業務、分析業務、警備、ソフトウェア開発、不用品買受及びその他

(3) 生産額又は販売額

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する日（以下「審査基準日」という。）の直近2年間の各事業年度（個人にあつては、各事業年）における物品等の生産又は販売について算出した年平均の生産額又は販売額

(4) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度（個人にあつては、事業年）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金額（法人にあつては払込資本金額に積立金、準備金及び繰越金の額を加えた額、個人にあつては次の年に繰越した純資本金の額）

イ 審査基準日の前日における従業員数

ウ 物品の製造に係る事業を営んでいる者にあつては、直前決算における機械設備等の額（機械装置類、運搬器具、工具及びその他備品の合計額）

(5) 経営状況

ア 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）

イ 審査基準日の前日までの営業年数

**第2 競争入札に参加しようとする者の申請書の提出時期、方法等**

**1 申請書の提出時期**

申請書の提出時期は、毎年2月1日から3月20日までとする。ただし、必要と認める場合は、提出期限後においても追加の申請を提出させることがある。

**2 申請書及び添付書類の提出先**

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地 中之条町役場総務課

**3 申請書及び添付書類の提出部数**

1部

**4 申請書の様式及び添付書類の種類**

(1) 建設工事請負契約

ア 申請書の様式

申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。ただし、共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者にあつては、申請書の様式は別記様式第2号のとおりとする。

イ 添付書類の種類

添付書類の種類は別表3に掲げるところによる。

(2) 測量及び建設コンサルタント等業務委託の契約

ア 申請書の様式

申請書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

イ 添付書類の種類

添付書類の種類は別表4に掲げるところによる。

(3) 物品の購入及び製造等の契約

ア 申請書の様式

申請書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

イ 添付書類の種類

添付書類の種類は別表5に掲げるところによる。

**第3 名簿の作成及び閲覧**

競争入札参加に係る有資格者について、名簿を作成し総務課において閲覧に供する。

**第4 資格の有効期間**

(1) 定期受付の審査に係る資格

当該審査を実施した年の4月1日から2年間

(2) 追加受付の審査に係る資格

当該審査を実施した年の4月1日から1年間

**第5 申請書及び添付書類の記載事項の変更の届出**

申請書の記載事項等に変更があったときは、遅滞なく入札参加資格審査申請書変更届(別記様式第5号)を提出すること。この場合の提出方法は第2の2及び3に準ずるものとする。

**第6 資格の取消等**

1 競争入札に参加しようとする者又は現に競争入札に参加する資格を有する者が次に掲げる事項のいずれかに該当するとき又は該当するに至ったときは、その申請を却下し又はその資格を取り消し、若しくは相当の期間資格を停止することができる。

(1) 建設業者の許可若しくは測量業者等の登録等を取り消されたとき又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき。

(2) 申請書及び添付書類の記載事項を故意に偽って記載したとき。

(3) 物品の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(4) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(5) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者。

(6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第167条の4第1項及び第2項)に規定するに至ったとき。

(8) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

2 資格の取消し等の通知

第5の1の規定により資格を取り消したとき、又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(競争入札に参加する者に必要な資格等の廃止)

2 競争入札に参加する者に必要な資格等（平成17年12月12日中之条町告示第115号）は廃止とする。